

白石市の健全化判断比率等

	白石市	早期健全化基準(%) (白石市の適用基準)	財政再生基準(%) (白石市の適用基準)
実質赤字比率	—	13.45	20.00
連結実質赤字比率	—	18.45	40.00
実質公債費比率	10.4	25.0	35.0
将来負担比率	29.5	350.0	
公営企業における 資金不足	水道 二 下水道 二 地方卸売市場 一	(経営健全化基準) 20.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—(該当なし)」で表示
 ※連結実質赤字比率の財政再生基準(財政再生計画を策定する基準)は、3年間の経過措置(市町村は40%→40%→35%)
 ※資金の剰余額がある場合は、資金不足比率が算定されないため、「—(該当なし)」で表示
 (白石市ホームページより)

豆辞典

健全化判断比率等

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体の財政健全化に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて健全化のための計画策定や行財政上の措置が講じられることになりました。

なお、財政の健全化に関する比率の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務づけ等は平成20年度決算から適用されます。

公表することとなる財政の健全化に関する比率は、下記の4つの指標(以下「健全化判断比率等」といいます。)と⑤資金不足比率で、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定めなければなりません。

健全化判断比率等の用語解説

- ①実質赤字比率**
一般会計等の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模(標準的な規模の収入の額)に対する赤字額の割合
- ②連結実質赤字比率**
一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余(不足)額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合
- ③実質公債費比率**
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3が年平均値。(公債費等へ充当される特定財源、地方交付税で措置されるものを除く。)
- ④将来負担比率**
一般会計等が公社や第3セクターを含めた将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。(公債費等に充当が見込まれる特定財源、地方交付税措置が見込まれるものを除く。)
- ⑤資金不足比率**
公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合
(白石市ホームページより)

平成19年度 一般会計・特別会計決算の状況

〔単位：円〕

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	14,232,718,387	13,696,787,912	535,930,475
特別会計	11,186,539,596	10,905,184,868	281,354,728
うち			
国民健康保険	4,241,576,264	4,134,337,758	107,238,506
地方卸売市場事業	8,111,314	2,291,165	5,820,149
老人保健	4,493,065,900	4,421,854,799	71,211,101
介護保険	2,443,786,118	2,346,701,146	97,084,972
合 計	25,419,257,983	24,601,972,780	817,285,203

企業会計決算の収支状況

(消費税相当額を含む)〔単位：円〕

会計名	収益的収入	収益的支出
水 道	910,650,261	934,854,445
下 水 道	779,532,202	865,620,830

しかし、経常収支比率は、歳出削減に努めたものの、ポイント数では増加してしまつた経過がある。

現時点では良好な財政運営を保っていると認識しているが来年度も地方交付税が、減額されるという報道がある。

〔質疑〕地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率が示されたが、これらの数値に対する所感を伺いたい

〔答弁〕健全化判断比率はいずれも健全エリア内におさまっている。

一般財源の一番大きなウエイトを占める地方交付税の減額の影響は非常に大きいものがあるため、歳入増はあまり見込めない現状からすると、現時点で良好な財政運営であったにしても、なお慎重に今後も財政の状況を見きわめながら運営していかなければならないと考えている。

特別会計

水道事業会計

〔質疑〕水道事業における有収率が前年度より0.73

ポイント向上したが、どのような施策を行ったのか伺いたい。

〔答弁〕昨年度は2回の漏水調査を行い計38カ所の漏水箇所が見つかった。

調査の経済的効果としてはこれまで、1時間当たり6.6立方メートル、年間に換算すると約5万7千立方メートル、2回目は、1時間に12.9立方メートル、年間に換算すると11万3千立方メートルと、膨大な水がそのまま失われていたことになるが、これらを修繕したことにより、有収率が向上した。

常任委員会

第59号議案から、第61号議案までの計3議案について、定例会3日目(9月8日)の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。審査の中で論議された主な点は次のとおりです。

総務財政常任委員会

委員長 安藤 佳生
副委員長 制野 敬一
委員 沼倉 昭仁・沼倉 啓介
小川 正人・佐藤 英雄
鈴木 康弘

◎第59号議案・白石市職員の公益法人等への派遣等に関する

る条例の一部を改正する条例

〔質疑〕「公益法人等」から「公益的法人等」に改正することにより、対象となる法人がふえることとなるのか伺いたい。

〔答弁〕本年12月1日から法律が施行される公益法人制度改革により、現行の民法第34条による公益法人が「一般社団または一般財団法人」か、認定を受けて「公益社団及び公益財団法人」になる。

「一般社団及び一般財団法人」にも一定の公益性があることから、「公益的法人等」と改めることとしたものであり、今後設立等がなければ、対象の法人はふえるものではない。